

平成25年7月吉日

- ・違法に配信されている映像を観てしまった！これって罪になるの？
- ・従業員が作ったチラシは会社の物？本人の物？

……など気になる方は、是非どうぞ！



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

ミニ・セミナーのご案内

「初めての著作権法～入門編～」

拝啓 盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成24年10月に改正された著作権法は、会社の広報などを担当する方、そしてインターネットを活用する方にとっては、必ず知っておかなければならない法律の一つと言えます。この機会に、是非、改正著作権法に触れてみませんか？

今回は、若手ながら、知的財産権に詳しい橘里香弁護士が講師をつとめます。参加希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて8/26(月)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。

敬具

〈講師〉 弁護士 橘 里 香 (新潟事務所所属)

〈日時〉 平成25年8月27日(火) 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービルI-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2(県庁近く) *駐車場あり

〈参加費〉 2,000円(税込み) *当日、会場にて申し受けます。

*特典1:お二人目からは1,000円 *特典2:無料相談券をプレゼント中。

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、9月18日(水)午後3時～を予定しています。

「消費税率UPに伴う法律問題(仮題)」 講師:弁護士 渡辺伸樹

FAX(025)280-1552【初めての著作権法～入門編～ セミナー申込用紙】

事業所名・参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]